

# 売 買 予 約 契 約 書

下記記載の軽種馬（以下「本件馬」という）の所有者である \_\_\_\_\_  
（以下「甲」という）と、本件馬の生産者である \_\_\_\_\_（以下「乙」という）とは、本件馬について売買予約契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

## 記

馬 名	品 種	性 別	毛 色	生年月日	血 統
	サラ	牡		年	父
		牝		月 日	母

（売買予約契約）

### 第 1 条

甲と乙は、本件馬について第2条に定める乙の売買予約完結の意思表示あるときは、売買契約が成立する旨の売買予約契約を締結する。

（売買予約完結権）

### 第 2 条

- 1 乙が \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までの間に本件馬に関し売買完結の意思表示をおこなったときは、意思表示到達の日に売買契約が成立する。
- 2 乙が前項に定める期間内に売買完結の意思表示をおこなわないときは、本売買予約契約は効力を失うものとする。

（売買代金）

### 第 3 条

売買代金は金 \_\_\_\_\_円とし、乙は、甲に対し、本件馬の引渡し時に甲の銀行口座に送金して支払う。

(本件馬の引渡し)

第 4 条

- 1 甲は、乙から第 2 条の意思表示を受けたときは、意思表示到達の日の翌日から\_\_\_\_日以内に、本件馬を乙の牧場にて売買代金金\_\_\_\_\_円の送金を受けるのと同時に乙に対し引渡す。
- 2 本件馬の輸送費は乙の負担とする。
- 3 甲が本件馬の引渡しを遅滞したときは、甲は、乙に対し、引渡期日の翌日から引渡し済みに至るまで、1 日あたり金\_\_\_\_\_円の遅延損害金を支払う。

(違約金)

第 5 条

甲が本契約に違反して本件馬を第三者に譲渡するなど、その責に帰すべき事由により本件馬の引渡しができないときは、甲は、乙に対し、違約金として金\_\_\_\_\_円を支払う。

(完結権行使期間の変更)

第 6 条

甲と乙が合意したときは、第 1 条に定める売買予約完結権の行使期間を変更することができる。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
T E L \_\_\_\_\_

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
T E L \_\_\_\_\_